

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：16 国名：全世界 担当：産業開発・公共政策部
案件名：プロジェクト研究「公共財政管理診断手法」(PFM診断)

1 今回契約予定のコンサルタント
PFM診断手法 2号

2 契約予定期間：全体 2013年8月中旬から2014年1月中旬まで
業務予定期間(日数) 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
PFM診断手法 50 14 20 3.97
(現地：0.47M/M、国内：3.50M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：7月24日(12時まで)
提出場所：調達部受付(JICA本部1F)

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：PFM診断手法 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)
対象国/地域：アフリカ地域/全途上国
類似業務：ガバナンスに係る各種業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。
その他：

7 業務の背景と目的

1990年代後半以降、国際開発コミュニティでは、開発イシューとしての公共財政管理(Public Financial Management = PFM)の重要性が幅広く認識されるようになった。その背景として、PRSP(貧困削減戦略文書：Poverty Reduction Strategy Paper)体制の広まりに伴い、PRSPを財政的に裏付ける手段としてPFMの重要性に対する認識が高まったこと、「援助疲れ」により援助資金の大幅増が見込めない中、資金を効果的・効率的に活用する必要性についての開発途上国側の認識が高まったこと、援助に関するファンジビリティの概念の浸透により、一般財政支援に限らず、援助がもたらす追加的な開発効果を捕捉するためには開発途上国の財政全体をモニタリングする必要があるとのドナー側の認識が高まったこと、そして昨今では国際援助潮流の援助効果向上アジェンダに関連してUse of the country systemに対する関心が高まる中で、その前提としての開発途上国のPFMの信頼性に対する関心が高まっていることなどが挙げられる。

こうした動きを受け、2013年2月、JICAは課題別指針「財政 公共財政管理」を取り纏め、JICAが対処すべきPFMの範囲及びPFMの各機能に関する概説を行った。また「公共財政管理ポジションペーパー」を取り纏め、JICAにおけるPFMの位置づけを明確化し、その上で、今後の方向性として、開発イシューの一つとしてのPFMに対する支援事業をより戦略的に展開していくこと、JICA事業のPDCAサイクルの各ステージにおいて、PFMの視点をより一層強化していくとの考えを明確に打ち出した(注：詳細はポジションペーパーを参照)。

しかしながら、上記ポジションペーパーは、一般的な記述にとどまり、実務での実践を考えると、更なる作業が必要な箇所が存在する。例えば、上記 についていえば、戦略性強化の指針は示しているが、当該国のPFMの現状及び

特徴、JICA支援ニーズの診断方法やJICA事業のPDCAサイクルのステージ別のPFMの具体的な実践方法は明確にしている。また上記については、各開発途上国とJICA間のパイの各種協議において、JICAサイド（本部及び在外事務所）がPFM 이슈に関心を持ち、先方政府に対し常に働きかけたり、関連ドナーと十分に意見交換を行うべきとする一方で、それらとPFMの何について議論をすべきか、どのような質問をするのが効果的かについては考えを明示していない。また、国別分析ペーパーや基礎情報収集・確認調査、プログラム・プロジェクト形成目的の協力準備調査でPFM関連の項目を追加するとしつつも、JICAがおさえるべきPFM情報やその分析の在り方については十分に記載がなされていない。さらに、援助効果の持続性及び波及の観点では、技術協力事業のパイロット的な成果の当該国内へのスケールアップを考える際、財政面のインプリケーションの検討が不可欠とする一方で、具体的な検討方法の明示が十分ではない。

こうした状況を受け、本プロジェクト研究は、JICA関係者が援助対象国のPFMの現状診断を効率的かつ効果的に行う際に利用するプラクティカルなツールとして「PFMハンドブック（診断編）」及び「PFMハンドブック（コストニング編）」（以下それぞれ「ハンドブック（診断編）」「ハンドブック（コストニング編集）」）を作成することを目的として実施する。

なお、JICAが想定する「ハンドブック（診断編）」のイメージは以下のとおり。

（「ハンドブック（診断編）」の目次構成（案））

（１）「ハンドブック（診断編）」作成の目的

（２）国全体及びセクターレベルのPFMの現状及び特徴を診断し、JICA支援ニーズを特定する際のポイント

（３）国全体及びセクターのPFMの良し悪しの相場観

（４）JICA事業のPDCAサイクルの各ステージで特におさえるべきPFMのポイント

（５）文献レビュー時の視点及び先方政府・関連ドナーに対するインタビュー時の質問項目

（６）診断結果を取り纏める際のポイント

（７）ケーススタディ

付属資料：質問項目サマリー

目次構成（案）のうち、（２）については、国の所得水準、国全体のPFMとセクターレベルのPFM、資源国（Resource rich countries）、脆弱国（Fragile states）による違いがある場合、それらも念頭におくこととする。

（３）については、当該国の国全体及びセクターのPFMの現状が、低所得国、中所得国などの所得水準別やサブサハラアフリカやアジア地域などの地域別に診断する場合に、平均的な水準にあるのか、低い水準にあるのか、高い水準にあるのかを診断できるよう、PFMの質に関する相場観を明確化する。その際、高い低いを判断する際に鍵となるPFMのポイントを明確化することとする。PFMの機能ごとの相場観の例として、世銀CPIAのレーティング（特にQuality of Budgetary and Financial Management）、PEFAのレーティング、内部監査におけるInstitute of Internal Auditors（IIA）作成のInternal Audit Capability Model（IA-CM）にあるInternal Audit Capability Model Matrixがあげられる。【参考資料3】

（４）については、上流部分で先方政府と対話する際、何にポイントを絞り、どのような質問を用意し議論を取り進め、さらに詳細に議論した場合、どのような質問を用意すべきか、インタビューなど対話のストラクチャーを示す。また、国別分析ペーパー、基礎情報収集・確認調査や協力準備調査でおさえるべきPFM上のポイントを明確化することとする。

（５）については、質問項目の参考例として、世銀「Public Expenditure Management Handbook」（1998年）のPart II Diagnosing the Weakness and Improving Budgetary and Financially Management in the Public Sector（93ページ）及びAnnex A: Diagnostic Questionnaire（121ページ）が挙げられる（参考資料4）。本プロジェクト研究では、対象内容を必要最低限におさえる場合、より深掘りする場合、さらに深掘りする場合など、質問項目に優劣をつけることとする。

（６）については、国別分析ペーパー、基礎情報収集・確認調査、協力準備調査、案件実施中などJICA事業のPDCAサイクルのステージの違いに応じて、診断結果を取り纏める際のポイントが異なる可能性に留意して取りまとめる。

（７）について、ケーススタディとして取り上げる国は、ガーナを想定している。PEFA等の既存文献に基づき、上記（２）～（６）に則って、実際にJICA関係者がガーナのPFMを診断する場合の質問表を例示する。そして、上記（５）の～のパターン毎に診断結果を取り纏めた記述方法を例示する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、JICA関係者が開発途上国の国全体及びセクターレベルのPFM診断作業を行う際に利用する「PFMハンドブック（診断編）」を作成するものである。具体的担当事項は以下のとおり。

【PFM診断手法】

（１）国内作業期間（2013年8月中旬～11月中旬）

- ア 本プロジェクト研究にかかる業務計画書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、説明する。
- イ PFM分野における各種診断ツール・マニュアル等のレビュー（世銀、PEFA、DFID、USAID、SIDA等）を行う。DFID、USAID、SIDAについてはJICA産業開発・公共政策部行財政・金融課から提供する。
- ウ JICA関係部署（企画部、審査部、産業開発・公共政策部その他必要と思われる部署）へのヒアリングを行い、国全体及びセクターレベルのPFMの現状及び特徴、JICA支援ニーズを診断する際のポイントを明確化する。「国」は一般名称としての国レベルのPFMを表し、「セクター」は中央の財務省と対比する意味での所謂「ライン・ミニストリー」一般を表す。具体的なケースとして保健、教育、農業、インフラを取り上げる。
- エ 国全体及びセクターのPFMの現状における相場観を明確化する。
- オ JICA事業のPDCAサイクルのステージ別に特におさえるべきPFM情報を明確化する。
- カ 文献レビュー時及び先方政府・関連ドナーに対するインタビュー時の質問項目を検討する。
- キ 文献レビュー結果及びヒアリング結果を取り纏める際のポイントを明確化する。
- ク ケーススタディを行う。
- ケ 上記イ〜クに基づき、「ハンドブック（診断編）」（第1案）を作成する。（注：ケーススタディについては、この段階では含まなくても可とする。）
- コ 現地調査計画（案）及び質問票（案）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、説明する。調査対象国は1か国とし、ケーススタディで取り上げる国と一致させる予定であるが、現地受入体制をみて最終的に確定させる。現時点の想定はガーナであるが、タンザニア、ルワンダ、マラウイ等に変更する可能性がある。

（2）現地調査期間（2013年11月中旬～11月下旬）

- ア 現地調査計画に基づき、現地調査を実施する。
- イ 調査対象国のJICA事務所及び財務省（公共財政管理改革、予算編成、国庫マネジメント、会計、調達、モニタリング・報告）、内部統制・内部監査、外部監査など、PFM関係各機関、監査法人、ドナー関係者（含：国際及び地場のコンサルタント会社）を訪問し、質問票に基づき、インタビューを行う。
- ウ 現地調査終了に際し、現地調査報告書(案)を作成し、調査対象国のJICA事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2013年11月下旬～2014年1月中旬）

- ア 現地調査報告を取り纏め、JICA産業開発・公共政策部へ提出、説明する。
- イ ケーススタディを含む「ハンドブック（診断編）」（最終案）を完成させ、JICA産業開発・公共政策部へ提出する。
- ウ 上記イ.の「ハンドブック（診断編）」（最終案）に対するJICA側コメントを踏まえて、「ハンドブック（診断編）」（完成版）を完成させ、JICA産業開発・公共政策部へ提出する。
- エ 2013年12月25～27日に実施予定のJICA能力強化研修「公共財政管理（概論編）」に参加し、プレゼンテーションを行う。実際にプレゼンを行うかどうかは、最終的にJICA産業開発・公共政策部と協議の上、確定させることとする。

9 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
 なお、本契約における成果品は（4）とする。

- （1）業務計画書（和文1部）（JICA産業開発・公共政策部）
- （2）「PFMハンドブック（診断編）」（仮称）（第1案）（和文1部）（JICA産業開発・公共政策部）
- （3）現地調査報告書 和文1部（JICA産業開発・公共政策部）
- （4）「PFMハンドブック（診断編）」（仮称）（完成版）（和文・英文 各1部）（JICA産業開発・公共政策部）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：調査対象国をガーナと想定。成田 ドバイ/ロンドン/フランクフルト/アムステルダム ガーナ

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方法・方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

【参考資料1】課題別指針「財政 公共財政管理」

<http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject1001>

[nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/47125d86f3a53a6d492579d400295663/\\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E8%B2%A1%E6%94%BF%E2%80%95%E5%85%AC%E5%85%B1%E8%B2%A1%E6%94%BF%E7%AE%A1%E7%90%86%E2%80%95%E3%80%8D\(H25\).pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)

【参考資料2】公共財政管理ポジションペーパー

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/VIEWALL/1C99F7F2A4D2250249257B1700325807?OpenDocument>

【参考資料3】PFMの相場観を検討する上での関連事例（内部監査Internal Audit Capability ModelのInternal Audit Capability Model Matrix）

<https://na.theiaa.org/iiarf/Public%20Documents/Internal%20Audit%20Capability%20Model%20IA-CM%20for%20the%20Public%20Sector%20Overview.pdf>（7ページ目のExhibit 1.1 IA-CM Levels、同14ページ目Exhibit 1.5 Internal Audit Capacity Model Matrix）。

【参考資料4】世銀「Public Expenditure Management Handbook」（1998年）

<http://www1.worldbank.org/publicsector/pe/handbook/pem98.pdf>

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

ア 公共財政管理分野の経験を有することが望ましい。

イ 別途公示を出している「プロジェクト研究：公共財政管理診断ツール開発」（コストニング・ツール開発）及び既出のテーマ別評価「開発効果の持続性確保のための途上国政府による公共財政管理に向けての考察」（評価部主管）の関係者と適宜情報交換を行い、効率的かつ効率的に作業を取り進めることとする。

ウ 現地調査においては、コンサルタントが単独で渡航することを想定していますが、JICA行財政・金融課関係者が同行する可能性があります。